

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件

静岡厚生年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月31日から同年4月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、組織変更に伴い同事業所B支店C支部が同事業所C支店へ昇格した際、同事業所C支店の被保険者資格取得日が昭和23年4月1日であるのに対して、同事業所B支店C支部の被保険者資格喪失日が同年3月31日となっているため、当該期間については加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所には継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された人事記録から判断すると、申立人は同事業所に継続して勤務し（昭和23年4月1日にA事業所B支店C支部から同事業所C支店に組織変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年2月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和23年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれ

を同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年6月まで

平成6年3月に会社を退職後、転居先の市役所で転入手続を行い、後日、国民年金保険料の納付書が送られてきた。社会保険事務所の窓口で、3月及び4月分の保険料を納付し、5月分についても、後日同様に納付した。

領収書は震災で消失したが、これまで失業期間中でも、国民年金保険料は毎月納めてきたため、申立期間が未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、申立期間前後の国民年金被保険者資格の取得記録は記載されているが、申立期間については、資格記録が記載されておらず、未加入期間となっているほか、当該年金手帳には住所変更の記録も無い。

また、申立人は平成6年3月に退職し、転居した際、「市役所で転入手続と同時に国保加入が強制であるとの説明を受け、手続を行った。」と述べているが、申立人が申立期間当時居住していた市において、国民健康保険の加入履歴が確認できないことから、当時の記憶が明確なものであるとは認め難く、申立人が国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情に乏しい。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料に相当する金額が引き出されているとして、預金通帳の写しを提出しているが、当該通帳に示された出金の日付と申立内容には齟齬がある上、申立人から照会の回答が無く、

事情を聴くことができないため、納付状況は不明である。

加えて、申立期間のうち、平成6年6月については、申立人は厚生年金保険に加入しており、同期間に国民年金保険料を重複納付していたことがわからない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間当時、毎月、自宅に自治会の方が二人交互に集金に来て、国民年金保険料を渡していたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が未納となっていることを年金受給時（平成元年ごろ）に知り、国民年金保険料を集金していた自治会役員に確認したところ、その役員が保険料の着服を認めたと主張しているが、当該役員は既に他界している上、着服の噂を聞いたとする近隣住民も、その詳細については承知しておらず、申立人と同様の申立ても現在無いことから、状況は不明である。

また、申立人は昭和36年4月に集金人に対し、加入手続をしたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、40年11月ごろであり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがわれな^いことから、このころ国民年金の加入手続を行い、36年4月1日にさかのぼって資格取得したと推測され、この時点では申立期間の一部は既に時効^{そきゆう}であるほか、申立人は遡^{そく}及して納付したことは無いとしている。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳（昭和40年11月30日発行）を見ると、昭和40年4月から同年12月までの保険料を41年1月5日にまとめて納付していることから、申立人は加入手続を行った昭和40年度の現年度保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から9年11月までの期間については、国民年金被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から9年11月まで

私は、平成9年11月から12年7月まで国民年金に任意加入して保険料を納付し、今は年金を受給しているが、60歳の時点で任意加入できたのに、当時、その説明が無かった。任意加入が遅れてしまった原因は、社会保険事務所にあると思うので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入していないことを前提に申し立てしており、申立人の主張と社会保険庁の記録に齟齬^{そご}は無く、年金記録に過誤も見当たらないことから、申立期間については、国民年金任意加入被保険者として記録訂正をすることはできない。

なお、この申立ては、申立人が満60歳に到達した時点で、社会保険事務所から国民年金の任意加入ができる旨の説明があれば、もっと早く年金が受給できたはずであり、その原因は社会保険事務所にあるとの不服を申し立てているものであるが、かかる申立てについては、年金記録確認第三者委員会において審議するものではない。

静岡国民年金 事案 958 (事案 590 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年2月から41年9月まで
両親から、叔母と共に国民年金に加入し、保険料を納付していると聞いた覚えがあるが、社会保険事務所の記録によると自分の分だけが未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それを行ったとする申立人の両親から状況確認ができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年4月15日にその元妻と連番で払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は42年4月ごろ国民年金に加入したと考えられる。この時点で申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立期間のうち婚姻後の期間については申立人の元妻も未加入である。

さらに、申立期間のうち、申立人が両親と同居していた期間については、その叔母は保険料を完納しているものの、申立人と同居していた兄弟も未加入であることから、申立人の加入状況は不明だとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立人の友人二人の国民年金記録を提出しているが、

同人らも満 20 歳到達後約 4 年間の未加入期間があると述べるにとどまり、この友人らは当該期間が未加入であることを承知していると申立人に述べており、この資料からは、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付組織で納付したことはうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間当時、申立人の両親が加入手続きを行っていたら、必ず申立人の国民年金保険料を納付していたはずだと主張している。その両親は、制度開始当初の昭和 36 年 4 月から、満 60 歳到達時点までの保険料を完納していることから、その両親の納付意識が高かったことは認められるが、申立期間当時、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続きを行っていたことを推認するに足る関連資料及び周辺事情に乏しく、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 1 日から 17 年 8 月 25 日まで
経営していたA事業所が平成 17 年 8 月に倒産し、その当時、社会保険料を滞納していたため、破産管財人の弁護士から紹介された社会保険労務士の指導か、社会保険事務所の指導により標準報酬月額の修正申告に応じた。しかし、この措置は合法的なものと思えないため、実際に届け出していた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、平成 17 年 8 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の記録により同年 9 月 8 日に申立人の標準報酬月額の記録が 15 年 12 月から 17 年 7 月までの期間について 62 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料滞納の対策として、社会保険事務所職員から指導を受け、自らの標準報酬月額をさかのぼって引き下げることにより同意し、A事業所の被保険者報酬月額変更届に押印したとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 21 日から 32 年 3 月 16 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページとその前後合わせて5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年3月16日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる厚生年金保険被保険者期間を2年以上有する13名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13名全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約半月後の昭和32年3月30日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月7日から同年8月31日まで
ねんきん特別便が届き確認したところ、A事業所の厚生年金保険の被保険者期間が昭和32年9月1日からになっていた。
A事業所は同郷の人が経営しているとのことで母校から紹介され、昭和32年8月の旧盆の頃、面接を受け、その日から会社の寮に住み込み、翌日から入社して働いた。8月の期間が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、複数の同僚は、「A事業所における自分の厚生年金保険の被保険者資格の取得日が入社日となっていないことについて違和感はない。恐らく、試用期間のようなものがあつたかもしれない。」と証言している。

また、申立期間が含まれる年である昭和32年の1年間にA事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人を含む16人の従業員の資格取得日を確認したところ、すべての被保険者が1日付けの取得となっており、同年8月7日から勤務を始めたとしている申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を同事業所では翌月の同年9月1日として届け出たことがうかがわれる。

さらに、A事業所に照会したが、「当時の書類等は保存期間が経過したため廃棄処分した。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 518

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 55 年 2 月 20 日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間についてもA事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、「自分より前にA事業所に就職した。」と申立人が主張している同僚の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、社会保険庁の記録によると、申立人と同日であることから、A事業所では必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A事業所は既に全喪している上、当時の事業主（事務担当者を兼務）とは連絡が取れないことから、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認することはできなかった。

さらに、申立人の申立てに係る事業所における雇用保険の被保険者資格取得年月日（昭和 55 年 2 月 21 日）は、厚生年金保険被保険者資格取得年月日と同日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 2 月ごろから 38 年 6 月 1 日まで
(A事業所)
②昭和 38 年 10 月ごろから 41 年 3 月ごろまで
(B事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していた記憶があるため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた複数の元従業員の証言では、申立人の氏名に記憶は無いとしている。

また、A事業所で経理を担当していたとする元従業員に厚生年金保険の適用状況を照会したところ、「数か月間の試用期間を設けており、その期間は、厚生年金保険に加入させていなかった。」との証言を得た。

さらに、A事業所の申立期間当時の事業主の妻に、申立期間当時における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立期間当時は試用期間を設けており、試用期間中の従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」との証言を得た。

申立期間②について、申立人の申立期間当時のB事業所の取引先についての記憶や事業主の妻の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、B事業所で経理を担当していたとする元従業員に厚生年金保険の

適用状況を照会したところ、「1年間程度は試用期間として厚生年金保険に加入させていなかった。」との証言を得た。

また、B事業所は既に全喪しており、申立期間当時の事業主の妻に、申立期間当時における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立人の失業保険被保険者証を保管しているが、その他の帳簿類は既に処分しているため当時の状況については分からない。私の記憶では、申立人は余り長く勤務していなかったと思う。」との証言を得た。

さらに、B事業所から提出された申立人の失業保険被保険者証の写しによると、申立期間後の昭和41年6月20日に交付されていることが確認できたが、公共職業安定所には申立期間当時の申立人の被保険者記録は保存されておらず、雇用保険の加入状況を確認することはできなかった。

加えて、申立期間のうち、昭和40年5月からは、国民年金に加入し、保険料納付済期間となっている。

なお、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和35年5月20日取得）から同番号*番（昭和42年3月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 26 日から同年 12 月 26 日まで
社会保険事務所に A 事業所における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
昭和 44 年 12 月 26 日まで夫と一緒に B 業務をしており、年末賞与をもらって退職したため、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 事業所に勤務し夫と一緒に B 業務に従事していたと主張しているが、申立人が記憶する同僚は、住み込みで一緒に働いていたとする夫のみであり、その夫は病気のため、当時の状況について証言を得ることはできない。

また、申立人と同じく昭和 44 年 9 月に A 事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の被保険者に聴取をしたところ、申立人が当該事業所で B 業務に従事していたことを知る者はおらず、申立人が B 業務を行っていたとする勤務先に勤務していたことがある者もいなかった。

さらに、A 事業所からは、「昭和 45 年 4 月 1 日より前の厚生年金保険の加入記録については確認できる資料が無く、当時の事務担当者や当時の状況を知る者は分からない。また、当時、B 業務をしていた者の勤務形態等を確認する資料は無いが、夫婦で一緒に勤務していたとしても、何らかの勤務形態等の変更があったとしか考えられない。」との証言を得た。

なお、申立期間において申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 29 日から 45 年 9 月 21 日まで
社会保険事務所にて A 事業所の厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、昭和 45 年 9 月 21 日取得、50 年 3 月 21 日喪失となっていた。
A 事業所には昭和 44 年 8 月末から勤務しているにもかかわらず、45 年 9 月 21 日から厚生年金保険被保険者期間になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は A 事業所 (B 業) に未経験で入社したと主張しており、A 事業所における申立期間当時の事業主の妻 (当時、社会保険担当) に厚生年金保険の適用について照会したところ、「未経験者は入社後しばらく試用期間として扱い、厚生年金保険はすぐに加入させない。当時は、6 か月から 1 年ほど見習い期間を設けていたと思う。」との証言を得たほか、入社と同時に厚生年金保険の加入記録がある同僚からは、「経験者は試用期間らしきものはなかったが、未経験者は入社後しばらくの間、試用期間として誰でもできる仕事をしていた。」との証言を得た。

また、申立期間当時、事業主の妻のもとで社会保険実務を担当していた者からは、「健康保険については、入社後すぐに加入させないで、健康保険証が必要になった時に届出をしたことがあった。」との証言を得た。

さらに、前述の同僚が「高校からの新卒者 (B 業未経験者) として入社した。」と挙げている複数の者について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の資格取得日を確認すると、すべての者が A 事業所に入社後 1 年経過して加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 4 月から 33 年 12 月まで (A事業所)
②昭和 34 年 4 月から同年 7 月まで (B事業所)
③昭和 34 年 8 月から同年 10 月まで (C事業所)
④昭和 34 年 10 月から 35 年 5 月まで (D事業所)

昭和 32 年 4 月ごろ、E事業所の下請であった事業所に就職した後、同じく下請であったA事業所に転職した。その後、F免許を取得したので、B事業所に就職した。その後C事業所に転職し、そこを退職した後にD事業所に勤めた。

給与明細書などは所持していないが、上記の申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA事業所は、申立人の記憶が詳細であることから、申立人の主張する所在地に存在していたとかがわかるが、その所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿では、申立人が勤務したとしている事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、同所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記簿の記録は確認ができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた3人については、名字の記憶しか無いため、厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができず、申立てに係る事実の証言を得ることもできなかった。

さらに、申立人がA事業所の元請としているE事業所（現在G事業所）に、A事業所についての記録の保存状況を照会したものの、廃棄済みとの回答を得た。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするB事業所は、申立人の記憶が詳細であることから、申立人の主張する所在地に存在していたとかがわかるが、その所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿では、申立人が勤務したとしている事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、同所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記簿の記録は確認ができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた3人については、名字の記憶しか無いため、厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができず、申立てに係る事実の証言を得ることもできなかった。

さらに、申立人はH事業所から近所の商店へ商品を運んでいたとしているが、同事業所では、申立期間当時に当該商品を生産していたという記録の保存は無く、契約していた事業所の記録も保存していないと回答している。

申立期間③について、申立期間当時、申立人が記憶する同僚及びC事業所で被保険者となっていた複数の元従業員に申立人に関する記憶の有無について確認したところ、全員が申立人の記憶は無いとしている。

また、当時、C事業所で経理を担当していたとする元被保険者から、「従業員の入れ替わりが激しかったため、基本的に3か月間の試用期間があった。」との証言を得た。

さらに、C事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡しているため、申立期間③に係る厚生年金保険料控除の状況を確認することはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で健康保険番号*番（昭和33年7月17日取得）から同番号*番（昭和35年4月18日取得）までの被保険者を確認したが、この間に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間④について、申立人は昭和34年10月から35年5月までD事業所に勤務したとしているが、同事業所は35年2月1日に新規に適用事業所となっており、同事業所が新規適用を受けたと同時に被保険者となった複数の元従業員に申立人に関する記憶の有無について確認したところ、全員が申立人の記憶は無いとしている。

また、D事業所に厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであり、確認ができない。」と回答している。

さらに、申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理するD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票で健康保険番号*番（昭和35年2月1日取得）から同番号*番（昭和38年11月1日取得）までの被保険

者を確認したが、この間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 40 年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に住み込みで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 35 年 10 月からA事業所の厚生年金保険の新規適用日である 37 年 9 月 1 日前までの期間については、同僚の証言から、申立人がA事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚はA事業所の新規適用日以前から勤務していた従業員に限られている上、勤務期間当時の事業所の様子について、申立人は、「A事業所はB事業所から借りたトラックで業務を行っており、従業員数は7、8人で自分と同年代の従業員はいなかった。」と主張しているが、新規適用日後に被保険者資格を取得した従業員から聴取したところ、「A事業所では自社トラックを4台ほど所有し、12人くらいの従業員が勤務していた。」と証言している。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録からは、新規適用時には10人の被保険者を、昭和38年9月には14人の被保険者（うち4人は申立人と同年代）を確認することができ、申立人の申立内容は新規適用後のA事業所の様子と異なっていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚は、「申立人のことは覚えているが、勤務していた期間は分からない。」と証言している上、A事業所に昭和35年当時から勤務し、新規適用時に被保険者となったことが確認できる元事務職

員も申立人の氏名について記憶しておらず、また、38年9月以降に被保険者となったことが確認できる複数の元従業員からも聴取したが、「申立人は勤務していなかった。」との証言を得た。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の健康保険番号*番（昭和37年9月1日取得）から同番号*番（昭和41年3月1日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

なお、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録を確認することはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時期には申立人は当該事業所に在籍していなかったことがうかがえる。

このほか、申立事業所は既に全喪しており、事業主の連絡先を得ることはできず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月から 32 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所B工場で働いていたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B工場の申立期間当時の同僚に照会したところ、「申立人については記憶がある。」と証言していることから、申立人が当該事業所に勤めていたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所が管理するA事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶している同時期に入社した同僚についても、申立期間において、厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

また、申立人及び複数の同僚が、昭和 32 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが同名簿から確認できることから、当該複数の同僚に聴取したところ、「入社してすぐには社会保険に加入させてもらえなかった。」、「入社してから 20 か月間は、社会保険に加入していなかった。」との証言をしており、当該事業所では、入社と同時に、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所に照会したところ、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料は残っていない。」と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 4 月 2 日から 41 年 9 月 23 日まで
②昭和 41 年 9 月 24 日から 46 年 2 月 21 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されており、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者台帳記号番号払出簿から、申立期間②の厚生年金保険被保険者期間は申立期間①の被保険者台帳記号番号と異なる番号で管理されていたことが確認できるが、申立期間①の番号に統合する重複取消の^{こんせき}手続が行われた痕跡も確認でき、脱退手当金の請求に併せて、当該手続が行われた可能性がある。

さらに、申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間は、被保険者台帳記号番号の重複取消の手続後、申立期間①の番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間の番号は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支

給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

なお、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 21 日から 39 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年6月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の厚生年金保険被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 527

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 16 日から 35 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、自分は、申立期間について、非常勤職員としてA事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険加入不明期間の問い合わせに対するA事業所の回答文書から、申立期間のうち、昭和 33 年 12 月 16 日から 35 年 1 月 30 日までの期間については、申立人がA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、当該回答文書によると、申立人は、昭和 33 年 12 月 16 日から 35 年 1 月 30 日までの期間はB共済組合の共済組合員期間とされており、35 年 1 月 30 日にA事業所を退職したとされている。

また、複数の同僚から聴取したところ、「申立期間当時、非常勤職員は、まとめてB共済組合に加入させられたことがあった。」との証言を得た。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。